

| 用語      | 解説   |
|---------|--|
| 会計      | <p>予算及び決算の経理上の区分けを指します。なかでも市の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計を一般会計とといいます。また一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出とは区別して別に経理する必要がある場合は特別会計として処理することができます。また、特別会計のなかでも、地方公営企業法の適用を受ける会計を企業会計とといいます。（地方自治法第209条第1項）</p> <p>また、これらの会計のうち、個々の地方公共団体の財政比較や統一的な掌握のために必要な会計を総して普通会計とといいます。通常、一般会計と特別会計の一部をあわせて普通会計としています。</p> |
| 一般会計    | 市の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計を一般会計とといいます。   |
| 特別会計    | 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出とは区別して別に経理する必要がある場合は特別会計として処理することができます。また、特別会計のなかでも、地方公営企業法の適用を受ける会計を企業会計とといいます。特別会計は法令で義務づけられているものを除くほか、条例で設置しなければなりません。   |
| 普通会計    | 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているなどのために、財政比較や統一的な掌握が困難なことから地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。その算出に際しては、各会計間の繰入れ、繰出しに係る調整を行なうので、議会認定後の決算額とは異なる場合があります。   |
| 実質収支    | 歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度に繰越すべき財源（繰越明許費、継続費通次繰越などの各繰越額）を控除した額をいいます。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントになりますが、地方公共団体は営利を目的としていないので、黒字の額が多ければ多いほどよいというものではありません。   |
| 単年度収支   | 当該年度の実質収支の額から前年度の実質収支の額を差し引いた額をいいます。実質収支は前年度以前からの累積であり、その中には前年度の実質収支が含まれています。そこで、当該年度だけの収支を把握しようとするときはこの方法を用います。   |
| 実質単年度収支 | 単年度収支から実質的な黒字要素、赤字要素を控除した単年度収支を実質単年度収支とといいます。例えば、財政調整基金への積立てや地方債繰上償還は黒字要素であり、基金の取崩しは赤字要素となります。これらの要素が歳入歳出面に措置されなかった場合、単年度収支がどのようになったかを見るものです。  |
| 実質収支比率  | 標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。この率については、3%～5%程度が望ましいと考えられています。実質収支が赤字であり実質収支比率が20%以上（市町村の場合）の場合は、財政再建準用団体となります。   |
| 継続費     | 大規模な建設事業などで、あらかじめ事業の実施が二会計年度（2か年）以上にわたることが確実な場合に、全体の事業費と各年度ごとの事業費をあらかじめ予算で定めておくことができるものをいいます。単年度予算の特例として認められるもので、議会の議決を受ける必要があります。   |
| 繰越明許費   | 繰越明許費は、何らかの事情でその年度内に支出を終了することができない経費について、特別に、翌年度一年間に限り繰越して使用することができるものをいいます。これは、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければなりません。（地方自治法第213条第1項）   |
| 目的別歳出   | 経費（歳出）をその行政目的により分類したものを目的別分類とといいます。議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類されます。  |
| 性質別歳出   | 経費（歳出）をその経済的性質により分類したものを性質別分類とといいます。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金などに分類されます。   |
| 一般財源    | 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるものを一般財源とといいます。地方税、地方交付税、地方譲与税などがこれに該当します。歳入総額に対し一般財源の比率が高いほど歳入構造が安定的であるといえます。  |
| 特定財源    | 財源の用途が特定されていて、特定の事業にしか使用できないものを特定財源とといいます。分担金・負担金、手数料、国庫支出金、県支出金並びに用途を指定されている財産収入、寄附金、地方債などがこれに該当します。  |
| 自主財源    | 地方公共団体が自主的に確保することができる収入であり、市税、使用料、手数料、財産収入などがこれに該当します。この自主財源の多少は、行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となります。   |
| 依存財源    | 国や県により定められた額を交付されたり割り当てられたりする収入を依存財源とといいます。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税などが含まれます。  |

| 用語       | 解説  |
|----------|---|
| 義務的経費    | その支出が義務づけられ任意に削減できない極めて硬直性の高い経費をいい、人件費、扶助費、公債費などがこれに該当します。この経費の占める比率が大きいほど財政状況が硬直化しているといわれます。   |
| 投資的経費    | その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などのように将来に残るものに支出される経費をいいます。これに分類される経費としては、普通建設事業費、災害復旧費などがあります。   |
| 普通建設事業費  | 道路、橋梁、学校、庁舎など公共用または公共施設の建設事業に要する投資的経費のことをいいます。  |
| 経常収支比率   | 人件費、扶助費・公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されておらず自由に使用し得る収入のこと）がどの程度使われているかをみることにより、当該地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標のことをいいます。<br>都市にあっては、75%程度が妥当と考えられ、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられています。 |
| 地方交付税    | 所得税、法人税などの国税のうち、一定の基準により国が地方公共団体に交付する税をいいます。この制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、偏在する地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源の確保を保障することにより地方自治の本旨の実現、地方公共団体の独立性の強化を目的としています。毎年度、一定の方法によって算出し交付される普通交付税と、当該年度の特事情を考慮して交付される特別交付税に分けることができます。           |
| 基準財政需要額  | 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的で妥当な水準の行政サービスなどを実施し、又は施設を維持するために必要と想定される財政需要を、一定の方法によって算出した額をいいます。  |
| 基準財政収入額  | 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額をいいます。  |
| 財政力指数    | 地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す数値として用いられます。財政力指数が1.0に近くなる（より大きくなる）ほど財源に余裕があるとされ、1.0を超える場合は普通交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。                                       |
| 標準税収入額   | 地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額をいいます。   |
| 標準財政規模   | 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、普通交付税と地方税が主なものです。  |
| 公債費      | 地方公共団体が借り入れた地方債の元金及び利子の償還金と一時借入金の利子の総額のことをいいます。   |
| 地方債      | 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの（将来にわたって少しずつ返済しているもの）をいいます。つまり「市の借金」のことです。  |
| 公債費比率    | 標準的に入ると見込まれる一般財源に占める、公債費の一般財源所要額の比率（3か年平均）のことをいいます。   |
| 起債制限比率   | 地方債の借入許可を制限するために定められた指標で、繰上償還などの臨時的な要因や、公債費に充てられる特定の財源、地方交付税などにより他から措置のある財源などを除き、真に市が負担しなければならない公債費が一般財源に占める割合をいいます。この指標が20%以上になると、一般単独事業に係る地方債の借入れが許可されないものとされています。更に、30%以上になるとほとんどの地方債が借入れできません。15%が警戒ラインといわれています。  |
| ラスパイレス指数 | 国家公務員の給料水準を100とした場合に、地方公務員の給料がどれくらいになるかを指数で示したもので、国家公務員との給料格差を把握することができます。  |